

令和5年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
1	1	谷津・向山	一般社団法人奏の杜パートナーズ居住者会	歩道の修復について	奏の杜1丁目にあるレジデンス津田沼奏の杜テラスマンションの出入口付近の歩道のがたつきが多く見られ、ベビーカーや自転車、徒歩でのつまずきが懸念される。その為、早急な修復を要望する。	令和5年度予算に計上	令和5年度に補修工事を実施いたします。	都市環境部	道路管理課
1	2	谷津・向山	谷津・向山地区まちづくり会議	歩道(通学路)の舗装の補修	セブンイレブン習志野奏の杜南店の駐車場に出入りする歩道の舗装が劣化し、平らではない。歩行者や自転車の通行に危険なため、補修をお願いしたい。この地点は通学路であるため、早急に対応していただきたい。	令和5年度予算に計上	当該箇所の損傷度合いの高い部分については、令和4年9月に応急補修を行いました。令和5年度に補修工事を実施いたします。	都市環境部	道路管理課
1	3	谷津・向山	谷津三丁目町会	ゴミ集積所の真上にある高木の剪定について	谷津干潟公園(向山遊歩道)に隣接するゴミ集積場付近の樹木(ヤマモモ、ユリノキ、マデバシイ等)が、巨大化に加え繁茂したことから、樹木の枝葉が電線に接触していることに加え、電柱に設置された防犯灯の明るさにも支障しているため、安全面において不安があります。安全対策として、これら樹木の選定・伐採をお願いします。	令和4年度予算で対応	令和4年度に剪定等を実施いたしました。	都市環境部	公園緑地課
1	4	谷津・向山	谷津・向山地区まちづくり会議	歩道と歩道の間への横断歩道設置	奏の杜2丁目4番21号EXCELLENTCITYビルと奏の杜2丁目3番2号ブライトレジデンスの間に、横断歩道もしくは歩行者用信号の設置を要望する。	他機関へ依頼	横断歩道の設置については、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「本件箇所は、従道路(交差する道路のうち車両交通量が少ない方の道路)の車両交通量が少ないため横断歩道の設置の必要性は認められない。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
1	5	谷津・向山	谷津五丁目第一町会	谷津五丁目公園防犯灯増設	公園西側松林一帯には、現在防犯灯が3基あるが、3基とも通路に近い方に設置されている為、北側奥の方が真暗で防犯上不安である。樹木が密集していることもあり、樹木の刈り込みとともに北側に3基増設を要望する。	令和5年度以降の予算で対応・検討	お申し出の公園西側松林の北側につきましては、基準の照度が確保されていなかったため、令和5年度に公園灯を2基設置いたします。また、公園内の樹木につきましては、植栽本数が多いため、令和5年度から3年程度の期間をかけて計画的に剪定作業を行ってまいります。	都市環境部	公園緑地課
1	6	谷津・向山	谷津3丁目ローズタウン自治会	ローズタウン～パークタウン間道路補修(バス通り)	谷津3丁目ローズタウンから谷津パークタウン間の道路を車が通ると住宅が振動するので補修をお願いしたい。以前、補修していただき振動が治まったが、令和2年度に再び振動する様になり令和3年度要望として申請した。令和3年度に調査をしていただいたが、原因等は特定されなかった。	対応不可	当該箇所は、令和3年7月に損傷部の補修工事をしております。令和4年11月から12月にかけて、振動の測定なども含め現地を再確認いたしました。舗装面の損傷及びマンホール蓋との段差はなく原因の特定にはいたりませんでした。現状にてご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市環境部	道路管理課
1	7	谷津・向山	谷津・向山地区まちづくり会議	ミラー設置の要望	奏の杜2丁目5番4号付近において中学生が自転車で谷津小学校方面から住宅街に抜ける際、ブレーキをかけずに車道へ侵入し直進車の前輪付近に接触した事故現場へのカーブミラー設置を要望する。	対応不可	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。当該箇所は、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であることから、カーブミラーを設置する予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市環境部	道路管理課
1	8	谷津・向山	津田沼アカンアハイツ自治会	信号機の矢印信号の設置について	モリシア丁路字付近の右折レーンが信号待ちで渋滞することが多い。信号機の矢印信号(右折)の設置をお願いしたい。	他機関へ依頼	信号機の管理については、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「他の通行に危険な影響を及ぼす程の渋滞は認められないため矢印信号を設置する必要性は認められない。また、矢印信号を設置することで、対向車線の渋滞を引き起こす。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)

※1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。